

Global Tax Update

シンガポール

デロイトトーマツ税理士法人

2017年1月号

シンガポール移転価格税制アップデート

シンガポール移転価格ガイドラインの改定および移転価格税制に係る最近の動向

シンガポール内国歳入庁(Inland Revenue Authority of Singapore: 以下「IRAS」)は、2017年1月12日に新しい移転価格ガイドラインを公表した。これでIRASは2015年以降3年連続で移転価格ガイドラインを改定したことになる。今回の主な改定内容は、少額の関連者間ローン用指標金利マーシンの導入、ならびに事前確認(Advance Pricing Arrangement: 以下「APA」)についての情報開示および他国税務当局との情報交換に係る規定の追加である。

また、それに先立つ2016年10月にIRASは、国別報告書(Country-by-Country Report)に係るガイドラインの公表に加えて、関連者間取引に係るフォームの法人税申告書への添付を義務付けることを発表した。

さらに、2016年12月30日には、シンガポールとインド間の租税条約を改定する議定書が署名されたことが公表された。改定の内容には、シンガポールとインド間の移転価格紛争解決に資する条項の追加も含まれている。

(1) 移転価格ガイドラインの改定

1) 少額の関連者間ローン用指標金利マーシンの導入

2015年の移転価格ガイドライン改定により、関連者間ローンの合計額が1,500万シンガポールドル(以下「SGD」)超の場合には、移転価格文書の作成が義務付けられた。しかし、関連者間ローンの金利設定が独立企業原則を満たしていることを証明するには、時期・通貨・期間・借り手の信用度等が同様の第三者間金利(市場金利)と同等の金利であることを示す必要があるため、少額の関連者間ローンが複数ある場合には、取引の重要度に比べて過大なコンプライアンスコストがかかる状況となっていた。

そこでIRASは、2017年1月1日以降に設定する、1,500万SGD以下の関連者間ローンについては、IRASがウェブサイト上で毎年年初に公表する金利(指標金利マーシン)に従って金利設定していれば、移転価格分析は求めないこととした。

例えば、1,000万SGDおよび800万SGDの関連者間ローンがある場合、これまでは合計額が1,500万SGD超であるため移転価格文書の作成が義務付けられていたが、今後は1,000万SGDのローンが指標金利マーシンに従って金利設定していれば当該ローンについて文書作成義務は免除される。残る800万SGDのローンについても、仮に指標金利マーシンに従っていなくとも、1,500万SGDを下回っているため、文書作成義務が免除されることとなる。

なお、外国通貨建てのローンの場合は、設定時の為替レートでの換算額により金額基準(1,500万SGD以下)を満たすかを判定する。なお、信用枠を設定する場合は、枠内で実行する個別のローンの金額ではなく、信用枠の金額により金額基準を満たすかを判定する。

1,500万SGD超のローンについては指標金利マーシンに従って金利設定していても移転価格文書の作成義務は免除されないため、これまでどおり第三者間金利(市場金利)と同等の金利であることを示すための分析を実施する必要がある。

2) APA についての情報開示および情報交換

移転価格文書に記載すべき内容として、既存の内容に加えて、APA についての情報も記載することが求められるようになった。具体的には、次頁の表のとおりである。

文書の種類	内 容
グループの情報	グループ内の既存の国内(ユニラテラル)APA(以下「ユニ APA」)や事前ルーリングのリストおよび概要
現地法人の情報	現地法人が行う関連者間取引に関する APA や事前ルーリングの写し(IRAS が当事者でないもの)

さらに IRAS は、シンガポールにおけるユニ APA についての情報を、当該 APA の対象取引の当事者である関連者が所在するすべての国・地域(法域)、ならびにシンガポール法人の親会社(直接親会社および究極親会社)が所在する法域に対して自発的に提供することとした。ただし、当該法域が租税条約または情報交換に係る取決めをシンガポールと締結しており、同様の情報をシンガポールに自発的に提供することが条件とされている。この情報交換は、OECD が 2015 年に公表した BEPS 行動 5 の最終報告書の勧告に従ったものである。

情報交換は、2017 年 4 月 1 日より前に発行されたユニ APA については 2017 年 12 月までに、2017 年 4 月 1 日以降に発行されたユニ APA については合意から 3 カ月以内に実施される。

(2) 国別報告書に係るガイドラインの公表

当該ガイドラインにより、2017 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から国別報告書の提出が義務付けられることとなった。ただし、対象となるのは、シンガポール法人が究極親会社であり、かつ連結売上高が 11 億 2,500 万 SGD 以上の多国籍企業グループのみであるため、究極親会社ではないシンガポール法人には提出義務は課されない。

究極親会社がシンガポール国外に所在する場合には、IRAS は、究極親会社が当該法域の税務当局に提出した国別報告書を、租税条約または情報交換に係る取決めに基づき、当該税務当局から提供を受ける。

なお、国別報告書の提出義務および情報交換は、OECD の BEPS 行動 13 の最終報告書の勧告に従ったものである。

(3) 関連者間取引に係るフォームの法人税申告書への添付義務付け

2018 賦課年度の法人税申告(2017 年終了事業年度についての申告)から、申告書に所定の関連者間取引に係るフォームを添付することが義務付けられることとなった。ただし、関連者間取引(国内取引含む)の年間合計額が 1,500 万 SGD 以下の場合には免除される。

当該フォームにおいては、取引の種類毎の合計販売/受領額および合計購入/支払額、ならびに関連者のうち販売/受領額上位 5 社および購入/支払額上位 5 社との取引額や資本関係、それらの関連者の所在国、更に関連者間ローンの残高等を記載することが求められる。

なお、当該フォームは財務諸表において開示されている関連者間取引の情報に基づいて記載すれば良く、シンガポールの移転価格税制上の「関連者」の定義に該当するかを判断する必要は無いとされている。

(4) シンガポール・インド租税条約の改定

既存のシンガポール・インド租税条約には、OECD モデル租税条約第 9 条 2 項に該当する条項が含まれていなかった。これは「対応的調整条項」と呼ばれる、両国税務当局間の協議(相互協議)を通じた移転価格紛争の解決において重要な条項であり、インド税務当局は当該条項が無いことを理由にシンガポールとの相互協議および二国間 APA の申立てを受け付けようとしなかったと言われる。

インドでは移転価格課税が数多く行われているため、インドとの二国間 APA は日本や米国でも非常に関心が高いにもかかわらず、これまでは商流がシンガポール経由の場合には二国間 APA を断念せざるを得なかった。しかし、今回の改定により対応的調整条項が追加されるため、今後はシンガポールとインド間の移転価格紛争を解決するための有力な選択肢が増えることとなる。

本改定は 2017 年 4 月 1 日発効予定である。

【参考資料】

本ニュースレターは、シンガポールで発行された以下のニュースレターをもとに抜粋・抄訳したものである。

- [移転価格ガイドライン改定](#)(デロイト シンガポール ウェブサイト(英語、PDF))
- [国別報告書導入](#)(デロイト シンガポール ウェブサイト(英語、PDF))
- [関連者間取引開示フォーム導入](#)(デロイト シンガポール ウェブサイト(英語、PDF))
- [インドとの租税条約改定](#)(デロイト シンガポール ウェブサイト(英語、PDF))

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト シンガポール

パートナー See Jee Chang

jcsee@deloitte.com

パートナー Lee Siew Ying

sylee@deloitte.com

シニアマネジャー 高木 格

itakaki@deloitte.com

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル 5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.